

# 黒部市行政改革大綱 第3次推進方針について（H26.10.29 決定）

## 1. 次期行革大綱について

### （1）今後の策定方針

- 第2次行革大綱は、第2次総合振興計画の開始に合わせ、計画期間を整合する。
- 現在の大綱の計画期間は、第1次総合振興計画と終期を合わせるため、必要な時点修を加え、平成29年度までの改訂版とする。

### （2）現大綱を時点修正（改訂）とする理由

- 本市の施策や事務事業は、総合振興計画に基づき実施され、行財政計画は、市の最上位計画実現のための財政的な裏付けという目的・役割を踏まえ、総合振興計画に対する行革大綱の位置付けをより明確にするため、計画期間を整合するものである。

## 2. 現大綱の改訂及び第3次行革推進方針

- 平成19年度を初年度とする現在の大綱に掲げている改革の基本方針を継承しつつ、大綱の策定当時と現在の社会経済情勢等の変化や、総合振興計画後期基本計画の改訂内容を踏まえた必要最小限の改訂を行う。
- 現大綱に掲げる3つの基本方針と7つの実施方針は、一過性の課題ではなく、不断に検証していかなければならない課題であることから、これら理念・考え方を継承するとともに、合併特例期間が終了する平成28年度以降の本市の姿を見据え、将来にわたって持続的な発展を遂げられるよう、行政サービスの全体最適化を目指す新たな視点を加味した改定を行う。
- 大綱に基づく個別計画上の課題は再設定することとし、内容は、できる限り具体的な目標を示した行動計画に絞り込む。
- 第2次行革大綱は、庁舎の一本化を基軸として推進することを前提に、第3次推進期間においては、本庁機能の集約による組織・機構の総点検に重点を置く。

◆改革の理念 **行政サービスの全体最適化による持続可能な財政体質の実現**

◆改革の視点 『 “量的な改革” から “質的な改革” への転換 』

量的な改革：コスト削減、人員削減、ムダの削減といったスリム化の推進  
質的な改革：限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の有効活用による  
全体最適の推進

◆改革の方向性 **「選択と集中」の質的変化**

これまでの、「あれもこれも」から「あれかこれか」の量に加え、  
これからは、「できること」から 「やるべきこと」の質を追求する。

## 3. 現大綱の改訂及び個別計画の策定スケジュール

- 行革推進本部で現大綱の改訂版とすることを決定した上で、個別計画を含め行革市民懇話会における審議を重ね、平成27年2月までに行革推進本部で正式策定する。
- 第2次推進期間中の取組実績を踏まえ、課題等を検証するなかで、平成27年度からの黒部市行政改革大綱【改訂版】及び新たな個別計画の策定につなげていく。

<参考 1 : 計画期間のイメージ>

計画名	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
総合計画	第1次総合振興計画基本構想 (10年)												第2次 (10年)			
	前期基本計画 (5年)						後期基本計画 (5年)						前期 (5年)			
行革大綱	行革大綱 (5年)					3年延長			時点修正				第2次大綱			
	第1次推進期間				第2次推進期間				第3次推進期間							
実行計画<AP>	第1次AP				第2次AP				第3次AP							
職員適正化計画	H18~H21				H22~H26				職員適正化計画				期間を含め見直し			
財政健全化プラン	H18~H21				H22~H26				新財政運営指針							
外郭団体見直し指針	終期設定なし															
公共施設見直し指針	終期設定なし															

<参考 2 : 行革大綱【改訂版】のイメージ>

基本方針	実施方針	実施細目	取組事項	新規	廃止	見直し	継続
I	市民との協働						●
II	財政構造の健全化						●
III	市民本位のサービスの提供						●
	1. 市民と共に進める地域経営						●
	(1) 市民との協働の推進						●
	(2) NPO・ボランティア活動の推進						●
	2. 行政の公正の確保と透明性の向上						●
	(1) 開かれた行政の推進						●
	(2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実						●
	3. スリムで効率的な行政体制の整備 本庁機能の集約による組織・機構の総点検					●	●
	(1) 組織・機構の見直し						●
	(2) 組織内分権の推進						●
	(3) 公共施設の設置と管理運営の見直し				●		●
	4. 定員管理と給与の適正化						●
	(1) 定員管理の適正化						●
	(2) 給与・手当の適正化						●
	(3) 公正かつ客観的な人事評価システムの確立						●
	5. 経営的視点に立った事業運営						●
	(1) 行政評価システムによる事務事業の整理合理化				●		●
	(1) 行政資源の最適配分(選択と集中)			●			●
	(2) 公共FM(ファシリティマネジメント)戦略の導入			●			●
	(2-3) 受益と負担の見直し						●
	(3-4) 民間活力の積極的導入						●
	(4-5) 外郭団体の組織・経営の見直し						●
	(5-6) 公有財産の有効活用						●
	6. 健全な財政運営の確保						●
	(1) 計画的な財政運営						●
	(2) 財政基盤の強化						●
	(3) 公営企業の経営健全化						●
	7. 職員の意識改革と時代に対応した行政サービスの提供						●
	(1) 職員の意識改革と人材育成の推進						●
	(2) 市民満足度(成果)重視の行政運営						●
	(3) 電子市役所の推進						●
	(4) 安全・安心な市民生活の確保						●